

(DCとは、Defined Contribution Plan (確定拠出年金) の略です。)

平成30年7月19日

今回のテーマ

● 運用商品とその選び方①

● DC法が改正され、元本確保型商品の提示・選定義務がなくなりました

平成30年5月に確定拠出年金法（以下、DC法）が大きく改正され、運用商品の中に元本確保型商品を選定・提示する義務がなくなりました。

DCは日本で初めての自己選択・自己責任に基づく年金制度として、平成13年に導入されました。当時、多くの方が投資に慣れていない状況にあったため、投資に慣れていない方でも安心してDCを利用できるよう、元本確保型商品の選定・提示が義務付けられたのですが、DC法制定から15年以上経過し、加入者の投資への慣れに伴い、元本確保型商品を特別視せず、通常の金融商品の一部として、選定・提示されることになりました。

さらに、今回のDC法改正では、リスク・リターンの異なる運用商品の選定が確保されるために、元本確保型商品を選定した場合は、元本確保型商品以外の運用商品を選定する義務も課されています。

そもそも、**一般に、元本確保型商品は安全資産と言えますが、一方で、高齢期における所得の確保を目的に長期的に運用を行う上では、物価上昇に伴い実質価値を毀損する可能性があります。**また、分散投資を行えば、元本確保型商品でなくても、リスクを抑えた運用を行うことが可能と考えられます。弊社では、預金・保険から投信信託まで、自社系列に捕らわれず、多彩な運用商品を厳選し、取揃えています。

● 元本確保型商品とは

ところで、元本確保型商品とは、そもそもどのような運用商品でしょうか？元本割れしない運用商品と思われるかもしれませんが、必ずしもそうではなく、具体的には改正前DC法施行令第16条で規定された次の運用商品が該当します。



- 預金保険の対象となる預金、農林産業協同組合貯金保険の対象となる農協の貯金（外貨預金・外貨貯金および譲渡性預金・譲渡性貯金を除く）
- 元本補てん契約のある金銭信託
- 国債、地方債、政府が保証する債券、農林債券、元本補てん契約のある貸付信託
- 生命保険（特別勘定に属しないもの）で、生命保険保護機構での保護対象となるもの
- 損害保険（特別勘定に属しないもの）で、損害保険保護機構での保護対象となるもの

(改正前DC法施行令第15条および第16条より抜粋)

該当する運用商品は上記の通りですが、システム開発の制約等により、実際に採用されているのは、**預金と保険**がほとんどです。DCで運用の指図を行うと、各月の掛金ごとに、満期が指定された預金や保険が購入されます。

預金は、元本に利息がプラスされて支払われる運用商品です。中途解約した場合と満期まで保有した場合で利率が異なるものがありますが、いつ解約しても元本割れすることはありません。また、預金先の銀行等（金融機関）が破綻した場合には、1金融機関につき、1,000万円までと破綻日までの利息等が預金保険の対象になります。つまり、DC以外の資産と合わせて1,000万円までと破綻日までの利息等しか保護されません。したがって、DCで全くリスクを取りたくない預金を選ぶとしても、預金保険の対象となるのは、1金融機関につき、DC以外とDCと合わせて1,000万円までと破綻日までの利息等になります。

保険は、満期まで保有すれば元本保証されますが、中途解約した場合（離転職は除く）、解約控除により元本割れすることがあります。さらに、生命保険会社や損害保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構または損害保険契約者保護機構で、責任準備金（生命保険の場合）や保険金・返戻金等（損害保険の場合）の原則90%までしか保護されません。

つまり、**元本確保型商品（預金・保険）は、一見、元本保証にみえますが、運用商品によっては、必ずしも元本保証されないものがあるのです。**さらに、運用の指図を行った運用商品が元本保証であっても、個人型（iDeCo）のように、DC制度に係る手数料が掛金や残高から控除されることもあります。

次回「運用商品とその選び方②」は、運用商品の選び方です!!!

■当資料は確定拠出年金の運営管理機関である岡三証券が取扱う確定拠出年金向け商品を紹介するためのものであり、金融商品取引法（昭和23年法第25条）に基づく開示資料ではありません。■当資料は、委託会社の運用データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■保険商品は、債券など値動きのある証券等に投資しますので、所定の解約控除（市場価格調整）を適用することがあります。この場合、控除後の解約払戻金が元本（払込保険料相当額）を下回ることがあります。